



外資系企業にとって 中国の投資環境は悪化したのか¹

韓 冰[※]

要 約

1. 近年、「中国投資環境悪化論」をよく耳にする。中国の投資環境に対する外資系企業の不満をまとめ、「中国投資環境悪化論」の原因を深く分析した。その結果、改革開放以降の30数年間で、中国の投資環境は経済発展と共に変化しており、徐々に整備、改善された面もあるが、欠点があり改善が待たれるところもあることが分かった。
2. 中国政府は、投資の利便性の向上や、関連法律・法規の健全化と整備、法の執行と監督の強化などに関する措置を講じ、中国における外資系企業の投資環境を改善し、外資誘致の比較優位とその持続可能性を確保しなければならない。一方、外資系企業は、中国の投資環境の変化に伴う新しい挑戦に対応するに当たり、マインドや戦略企画を適時に調整した上で、中国の法律・法規を厳格に遵守し、ダブルスタンダードに基づく対応策を回避しなければならない。

I. はじめに

近年、「中国投資環境悪化論」をよく耳にする。2009年のリオ・ティント社の産業スパイ事件をきっかけに「中国投資環境悪化論」が浮上して以来、2010年初のグーグル事件や、中国の投資環境に対する在中国外資系企業の幹部の不満に関する英国のフィナンシャル・タイムズ紙と米国のウォール・ストリート・ジャーナル紙の報道を受け、「中国投資環境悪化論」は一時白熱した。2011年から2012年にかけて、一部多国籍企業の中国拠点・工場の閉鎖に関する新聞記事もよく見かけた。在中国米国商工会議所が2013年4月に発表した「2013年度ビジネス環境調査報告」²によると、調査対象の米国企業のうち、中国の投資環境が改善していると答えた企業の割

¹ 本稿は、中国社会科学院世界経済政治研究所国際投資研究室のグループ研究「2013年第2四半期中国対外投資報告」の一部である「外資系企業にとって中国の投資環境は悪化したのか」を邦訳したものである。執筆者は韓冰、議論に参加したメンバーは、姚枝仲、張明、張金杰、王永中、李国学、潘圓圓、韓冰、肖立晟、王碧珺、王宇哲、陳博、徐以升、朱振鑫、劉潔など。なお、翻訳にあたり原論文の主張を損なわない範囲で、一部を割愛したり抄訳としている場合がある。

² 在中国米国商工会議所「2013年度ビジネス環境調査報告」の調査結果は、325社の米国企業を対象に2012年11～12月に行われた調査に基づいたものである。以下、本稿における同報告からの引用の出所は全て同じのため、脚注を省略する。在中国米国商工会議所「2013年度ビジネス環境調査報告」
<http://www.amchamchina.org/businessclimate2013>

[※] 韓 冰 中国社会科学院世界経済政治研究所国際投資室 副研究員

合が著しく低下した。在中国欧州連合（EU）商工会議所が2013年5月に発表した「2013年ビジネス信頼調査」³では、中国経済が成長エンジンの一部を失い、中国市場が成熟化しつつあることに伴い、在中国欧州企業は大きなプレッシャーを感じるようになったと指摘された。これら報告書は再び「中国投資環境悪化論」に波乱を巻き起こした。

それでは、近年、中国における外資系企業の投資環境は「悪化」したのか。投資環境は複合的な概念であり、広義には三つの側面がある。一つ目は、マクロあるいは国家の面の要素で、財政・金融・為替政策や政治の安定性である。二つ目は、政府機関と制度面の要素で、政府システム、金融や法律制度などが該当する。三つ目は、インフラ面の要素で、通信、交通、電力供給などである⁴。このため、現状の中国の投資環境を客観的に評価するには、近年、中国の投資環境に対する外資系企業の主な「不満」を整理・分析し、「中国投資環境悪化論」の発生原因について深く解明する必要がある。そして、「中国投資環境悪化論」という命題が成立するかどうかについて研究・判断した上で、政府に対しては中国における外資系企業の投資環境の一層の改善について実行可能な提案を、外資系企業に対しては中国の投資環境の挑戦への対応について対策を提示する。

Ⅱ. 中国の投資環境に対する外資系企業の主な「不満」

1. 労働コストの上昇

近年、中国経済の急速な発展に伴い、労働コストが上昇の一途をたどっている。これを受け、労働コストに敏感な労働集約型産業の外資の一部は中国から撤退した。例えば、アディダスは2012年10月に中国での唯一の直営工場を閉鎖した。世界的金融危機以降、ナイキは広東省にある委託加工工場の人員を1万3千人余りから4,000人余りにまで縮小させ、5年間で7割削減した⁵。労働コストの上昇は、2013年度に中国における外資系企業の経営上の最大のリスクと挑戦として浮上した（図表1）。

2. 十分に享受していない「内国民待遇」

内国民待遇は、ある国・地域の投資環境を判断する核心的な評価基準である⁶。近年、一部の在中国外国商工会議所が発表した調査報告では、外資系企業は中国で中国企業と同等の待遇を受けておらず、また、一部の政府政策は外資系企業を差別しているとしている。例えば、在中国米国商工会議所「2013年度ビジネス環境調査報告」では、35%の調査対象企業が国有企業に傾斜する産業政策により、不利な影響を受けていると答えた。また、中国政府に製品・サービスを提供する調査対象企業のうち、中国の政策が国有企業の発展に有利に働くと答えた企業の割合は49%にのぼる。

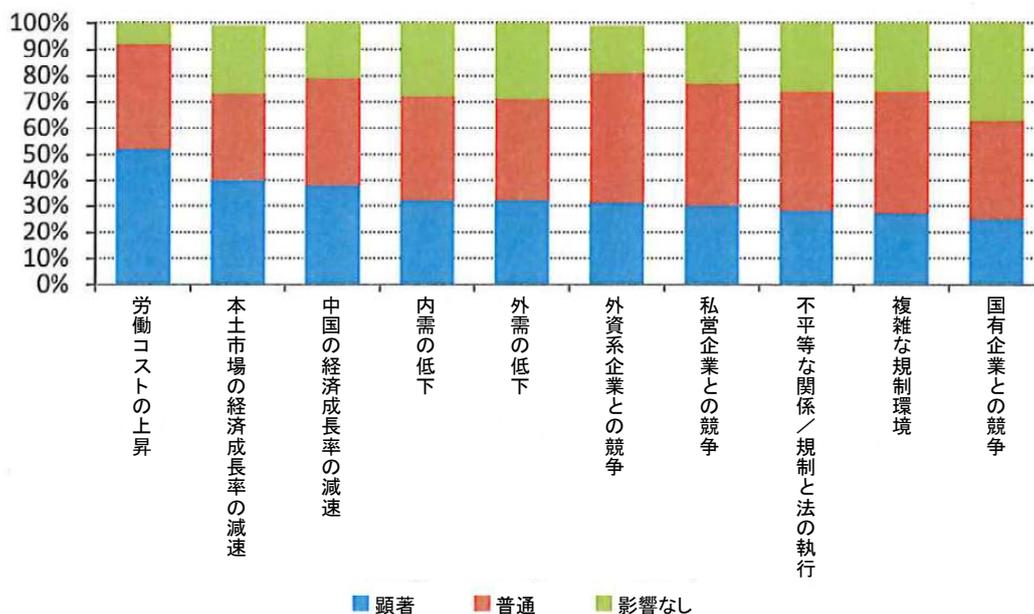
³ 在中国欧州連合（EU）商工会議所「2013年ビジネス信頼調査」の調査結果は、526社の欧州連合企業を対象に2013年3月に行われた調査に基づいたものである。以下、本稿における同調査からの引用の出所は全て同じのため、脚注を省略する。在中国欧州連合（EU）商工会議所「2013年ビジネス信頼調査」
<http://www.europeanchamber.com.cn>

⁴ Stern Nicholas, “A Strategy for Development”, World Bank Working Papers, 2002
<http://siteresources.worldbank.org/INTABCDEWASHINGTON2001/Resources/stern1.pdf>

⁵ 李湖婉「5年間で人員7割削減のナイキ委託加工工場」『第一財經日報』第B01版、2013年2月26日

⁶ 単文華「外資の内国民待遇と陝西の外資政策研究」『西安交通大学学報（社会科学版）』、2013年第2期

図表 1 欧州系企業が考える中国事業の利益率に影響を与える上位 10 の要因 (2013 年度)



(出所) 在中国欧州連合 (EU) 商工会議所「2013 年ビジネス信頼調査」

3. 法律の制定と執行の不透明性

400 社余りの会員企業を有する在中国オランダ・ベルギー・ルクセンブルク商工会議所がベルギー企業を対象に行った中国の投資環境に関するアンケート調査結果によると、中国に投資していない企業の多くは中国の投資環境に対して悲観的に見ており、特に中国の法的環境を憂慮している⁷。外資系企業は、自社の利益にかかわる法律・法規・規則の制定過程に参加できないことや、外資関連の法律・規定の相矛盾、法律の解釈の相違、法執行の度合いの違いなどを問題点として挙げている。法的環境の不備という問題は常に、外資系企業が挙げる中国で直面する経営上の主な問題点の上位 3 項目に入っている。(図表 2)

4. 知的財産権保護に関する法の執行の不十分さ

知的財産権保護は、外資系企業が長年不満を抱いてきた問題である。近年、知的財産権保護の問題に対する外資系企業の不満は、主に「深刻な侵害行為」、「適時でない権利の保護・救済」、「不十分な法の執行」などに集中している。2013 年 5 月に発表された「2012 年知的財産権保護に関する社会満足度調査報告」によると、知的財産権侵害の度合いについて、54%の調査対象の権利人は侵害行為が深刻だと答えた。改善状況については、侵害行為が徐々に減少していると答えた調査対象の権利人は僅か 24%である。侵害に関する損害賠償の適時性と金額の十分さについては、48%の調査対象の権利人が権利侵害の賠償は適時でなく金額も不十分だと答えた⁸。この調査の対象者は三資企業（中外合弁企業、中外合作企業、100%外資企業）を含む。

⁷ 中国網「欧州は中国の投資環境に偏見を抱いている」、2013 年 3 月 10 日 http://news.china.com.cn/live/2013-03/10/content_18989293.htm

⁸ 「2012 年知的財産権保護に関する社会満足度調査報告」は中国特許権保護協会、中国商標協会、中国著作権協会、北京美蘭徳情報社が共同発表したものである。同調査は、2012 年 7~10 月に全国 4 つの直轄市、27 の省都（自治区政府）で行われた広範囲な調査で、計 16,292 件の有効回答を得た。

図表 2 米国企業が中国で直面する経営上の主な問題点（2009～2013年）

順位／年	2009	2010	2011	2012	2013
1	経営人材の不足	法律の解釈の相違、法律の不透明性	官僚主義	経営人材の不足	労働コスト
2	法律の解釈の相違、法律の不透明性	経営人材の不足	経営人材の不足	法律の解釈の相違、法律の不透明性	法律の解釈の相違、法律の不透明性
3	官僚主義	許可証の取得の困難さ	法律の解釈の相違、法律の不透明性	非経営人材の不足	必要な技能を備えた従業員の不足
4	許可証の取得の困難さ	官僚主義	知的財産権侵害行為	許可証の取得の困難さ	腐敗
5	国の保護主義	国の保護主義	腐敗	腐敗	経営人材の不足
6	知的財産権侵害行為	腐敗	許可証の取得の困難さ	官僚主義	許可証の取得の困難さ

（出所）在中国米国商工会議所「2013年度ビジネス環境調査報告」

5. 市場参入障壁

外資系企業は、中国での許可証取得など市場参入の面に関連する問題点、例えば審査・許認可のプロセスが多すぎることに、期限があいまいであること、手順が複雑であることなどについて不満がある。2013年1月に在中国欧州連合（EU）商工会議所の「中国の対欧州連合投資報告」の発表会で、同商工会議所の Davide Cucino 主席は、市場参入障壁が欧州連合企業の中国での事業範囲を大きく制限していると指摘した。

6. 事業運営の妨げとなるネット検閲

インターネットのセキュリティ問題は、直近2年の在中国米国商工会議所の「ビジネス環境調査報告」の中の新しい項目である。2013年度の調査結果によると、ネット検閲が中国での経営にマイナスの影響を与えると答えた企業の割合が7%から16%へと倍増した。また、ネット検閲がある程度企業経営の妨げになっていると答えた企業は50%以上で、データが破壊されるリスクが増加傾向にあると答えた企業は40%以上にのぼる。

7. 中国における経営上のプレッシャーの増大

中国における経営上のプレッシャーの増大も最近、中国の投資環境に対する外資系企業の不満の一つとしてよく挙げられている。例えば、2013年3月に、中国中央テレビ（CCTV）の「3・15晚会」という番組（訳注：3月15日の世界消費者権利デーに合わせて、CCTVは消費者の権利向上を目指す特別番組を放送する。）により、アップル社が中国でのアフターサービスを他国と差別していることが明るみに出た。4月に、「人民日報」は一部のウェブサイトやアプリストアが中国でポルノ関連コンテンツを提供しているとして調査を受けており、アップル社もその1

社であると報じた。これらがきっかけで、ウォール・ストリート・ジャーナル紙は「なぜ中国政府はアップルを食べたいのか」(Why China wants to eat Apple)、「増大している在中国外国企業のプレッシャー」(Foreign Firms Brace for More Pressure in China)などアップル社に関する一連の記事を掲載した。

このほか、中国の自主イノベーション製品の認定や政府調達政策の実施なども近年、中国の投資環境に対する外資系企業の大きな不満要素である。ただし、中国政府が関連政策・法規を調整したことを受け、やや軽減している。

Ⅲ. 「中国投資環境悪化論」台頭の原因分析

1. 「超内国民待遇」から「内国民待遇」への転落

改革開放の当初、中国は外資を誘致し、経済発展の「資金」・「技術」と経営管理の経験などの問題を解決するため、外資系企業に対し税制や用地などの面で特別な優遇を付与した。しかし、外資系企業が中国で超内国民待遇を享受するための経済ファンダメンタルズはもはや存在していない。30年数年の経済発展を経て、外貨が積み上がっており、中国はすでに世界第二位の外資受け入れ国となったため、外資を必要とする逼迫度が大きく低下した。一方、外資系企業が長期にわたり「超内国民待遇」を享受してきたことによるマイナスの影響はますます顕著になっている。例えば、外資系企業による一部分野のコントロールあるいは独占、「偽外資」などは国内企業の発展を大きく制約し、市場の環境を破壊したことである。これらを受け、「第11次五ヵ年計画」(2006～2010年)期間に入った2006年以降、中国の投資環境の調整が始まった。新しい「企業所得税法」と「独占禁止法」は、2008年に相次いで施行された。これは、中国の外資導入政策の実質的な調整の証である。すなわち、今後、内資と外資が公平に競争することができるように政策的枠組みを構築していくことである。企業所得税(訳注:日本の法人税にあたる)を例として挙げると、以前、国有企業の実効税率は30%、民営企業は22%、外資系企業は12%だったが、2008年より、国有企業、民営企業、外資系企業に一律25%の税率を課すようになった。また、2010年12月1日より、国務院が1985年に公布した「都市維持建設税暫定条例」と1986年に公布した「教育費付加税の徴収の暫定規定」は外資系企業にも正式に適用される。これにより、中国の内資・外資企業に課されるすべての税目が統一されることとなり、外資系企業が中国で享受してきた「超内国民待遇」の黄金期が正式に終焉した。長期にわたって「超内国民待遇」を享受してきた外資系企業、特に優遇政策に頼って競争優位を保ってきた外資系企業にとって、これらの動きに適応できず、生き残りと今後の発展に大きなプレッシャーを感じ、中国の投資環境の悪化を嘆くのは必然である。

しかし、一部の外資系企業は、この政策調整について理性的に、国内のすべての企業に統一した税目を課するのが国際慣行であると受け止めており、彼らが懸念しているのは「超内国民待遇」の廃止ではなく、「超内国民待遇」がはく奪された後、中国市場で中国企業と同じように完全に「内国民待遇」を享受することができるか否かである。

2. 「拒まず」から「選択的」への転換

30年数年の改革開放を経て、中国は良好な産業関連の基礎を築きあげており、優秀な労働力資源と比較的整備されたインフラを蓄積してきた。経済発展を巡る環境の変化を受け、中国政府は、

2007年の「外商投資産業指導目録」以降、外資の構造の改善を強調し始めた。新エネルギーや環境技術に対する外国企業の投資を奨励する一方、物資とエネルギーの消耗が大きく、汚染が深刻なプロジェクトや、希少鉱物資源に対する外国企業の投資を制限することを通じ、外資が高付加価値産業に転換するように誘導する。国務院が2010年4月6日に発表した「外資利用業務のさらなる遂行に関する若干の意見」では、ハイエンド製造業、ハイテク・新技術産業、近代的サービス業、新エネルギー・省エネ・環境保全産業への外国投資を奨励する一方、「二高一資」（エネルギーの消費量が多い、汚染度が高い、資源関連）分野や、低レベル・生産能力過剰の拡張型プロジェクトへの投資を厳しく制限することが明確に打ち出された。2011年3月に議決された「中国国民経済・社会発展第12次五ヵ年計画綱要」においても、「外資利用のレベルを引き上げ、構造を改善し、より多くの外資を近代農業、ハイテク・新技術、先端の製造業、省エネ・環境保全、新エネルギー、近代的サービス業などの分野に誘導し、中西部地域への投資を奨励する」ことが盛り込まれた。このように、中国政府が選択的な外資誘致という方針を堅持し、外資の質とレベルの向上を重視するという調整は、エネルギー消費量が多く、汚染度が高い企業の発展にとって大きな挑戦である。このため、影響を受ける外資系企業は、中国の投資環境が悪化したと考えるのである。

3. 市場の拡大と市場占有率の低下のギャップ

市場の拡大は主に人口規模と長期経済成長の二つの要因に左右される。中国の膨大な人口と高成長を続けてきたGDP（国内総生産）は、中国市場の成長ポテンシャルが大きいことを表している。また、「第12次五ヵ年計画」では、「長期的効果のある内需拡大メカニズムの構築」が打ち出されており、消費拡大を内需拡大戦略の重点に据え、個人消費能力の強化、個人消費の期待の改善、消費構造の高度化の促進、都市部・農村部の個人消費のポテンシャルの一層の顕在化などを通じ、中国全体の市場規模を世界上位に押し上げることが掲げられている。これらの政策は、外資系企業の中国における発展に大きなチャンスをもたらし、外資系企業も拡大し続けている中国市場を非常に重視している。しかし、現在の政府調達や市場参入に関する規制面の障壁が原因で、一部の外資系企業の市場占有率は市場の拡大と共に上昇するどころか、一部業種ではむしろ低下した。ある調査データによると、欧州系企業が得意とする保険分野では、外資系保険会社の発展が最も目覚ましい2007年と2008年において、中国市場の占有率は8%だったが、2010年には4%に落ち込み、2011年も3.5%と低下傾向が続いている⁹。これも一部外資系企業の中国の規制環境に対する不満を招いた一因である。

4. 法律の不備と時代遅れ

現在、中国の外資系企業に関する法律は「中外合弁経営企業法」、「中外合作経営企業法」、「外資企業法」を中心に、この3つの法律に関連する行政法規や部門規則・通達など多層的な法規から構成され、比較的健全な法体系ができています。しかし、この3つの外資法は、改革開放の初期段階に制定されたため、その後改正がなされたものの、立法の指導思想や、内容、技術の面において現状のような社会転換期にある国内及び国際経済情勢の展開に対応できず、実際の状況から大きく取り残されている。また、3つの外資法にある一部の規定は、近年、改正された会

⁹ 中国社会科学院欧州研究所課題グループ「2011年在中国欧州連合企業景況調査研究報告」『欧州研究』、2012年第2期

社法、パートナーシップ企業法などの法律・法規と相矛盾するところがある。実務面においても、法の適用について外資関連法律と「会社法」など法律との矛盾を処理するには困難な課題が多い。加えて、地方政府は業績を競い合っており、外資誘致において不適切な行動や、地方保護主義と公権の私用など腐敗行為も散見され、外資系企業は合法的な権益に関する適時の救済と保護を受けることができない。これらはよく見られる事象ではないにしても、外資系企業にとって「困惑」であり、中国の投資環境に疑問を抱かせることになる。

5. 国有企業と民営企業の競争力上昇

30 数年間の改革開放を経て、中国企業の国際競争力は大幅に上昇した。在中国 EU 商工会議所の「2013 年ビジネス信頼調査」では、中国本土企業との競争による欧州企業の業績と先行きへの影響が増大していると指摘している。中国本土企業、とりわけ私営企業は、欧州企業が従来優位をもつ分野において進展がみられた。フィナンシャル・タイムズ紙は、中国企業が日増しに強くなっている中、世界的な消費財ブランドを確立した会社はごく僅かだが、多くの中国企業が電力設備や、工作機械、機関車などの市場で世界的な成功を収めたと指摘している¹⁰。中国企業の競争力増大は、外資系企業の中国での経営にとって挑戦であり、競争のプレッシャーを強めるため、一部の外資系企業はこれを「中国の投資環境の悪化」と見なしている。

6. 外資系企業の競争力低下

中国市場の整備に伴い、市場競争は日々激化している。一部外資系企業は、自身の経営不振により、競争力が弱まり、市場占有率が低下したのに、中国の投資環境の悪化のせいにした。ヒューレット・パカード（HP）社は、2008 年 10 月にはすでに同社の DV2000、V3000 シリーズのノートパソコンの品質に問題があることを承知していたにもかかわらず、責任逃れしようとした。2010 年に中国中央テレビの「3・15 晚会」という番組内で取り上げられてから、HP 社がようやく緊急記者会見を開き、30 日以内に総合的な改善計画を展開することを承諾した。HP 社の行動は、同社ブランドに対するイメージダウンを引き起こした。その結果、中国市場における同社の占有率は不振を続けている。しかし、一部の海外メディアは逆に同社の中国での経営が圧力を受けたと結論付けた。

7. メディア戦略と遊説

世界的金融危機発生後、一部の先進国は「再産業化」という経済戦略を採用した。米国政府は、米国の製造業を復興させ、米国経済の長期的発展を図るため、「製造業と雇用機会の国内回帰戦略」を打ち出し、土地・税制面の優遇策を制定した。中国は世界最大の製造業大国である。このため、一部先進国は、「中国の投資環境の悪化」という話題を作り上げ、群衆行動を誘発させ、自国への生産回帰を促進している。また、一部の外資系企業はメディアを利用して中国の投資環境の変化を意図的に誇大・歪曲し、中国に圧力をかけながら遊説を行うことにより、「政策的ボーナス」あるいはその他の優遇を引き続き享受することを狙う場合もある。中国政府の関連部門は 2009 年に「2009 年国家自主イノベーション製品認定作業の展開に関する通達」を公布し、付属文章の中に国家自主イノベーション製品の認定条件に関する規定を設けた。しかし、一部外

¹⁰ 肖新「中国の外資環境は悪化したのか？」『国際商報』第 6988 期第 A3 版、2010 年 7 月 23 日

資系企業は自社製品が「自主イノベーション製品」の対象から排除され、利益が損なわれたとしている。その後、2009 から 2010 年の間、この規定が標的となり、不満の声がメディアに充満していた。2010 年に同規定の改正に伴い、事態がようやく落ち着いた。

IV. 結論と対策提案

1. 「不満」の性質に関する分析

このように、中国の投資環境に対する外資系企業の不満は、投資環境の様々な面に関連し、市場の要素に対する懸念もあれば、規制環境に対する批判もある。これらの「不満」は、法的環境に対する批判など客観的なものもあるが、外資系企業がどの国に投資しても直面する商業リスクも含まれる。例えば、労働コストの上昇などである。また、一部はいわれのない非難である。例えば、インターネット・セキュリティに対する不満である。というのも、外国で経営する外資系企業はまずその国の法律・法規を遵守しなければならない。さらに、一部はいわれのない憶測である。例えば、アップル社のアフターサービス問題が明るみに出た後、一部の海外メディアは、アップル社に関する中国政府の報道と批判はアップル社のイメージを損ない、あるいは弱め、これによって国内携帯電話メーカーの発展の道を整えるのが狙いだと憶測した¹¹。このため、中国の投資環境に対する外資系企業のすべての「不満」を「中国の投資環境の悪化」として結論付けるのは、その客観性、正確性、公平性について議論する余地がある。

2. 中国の投資環境の現状

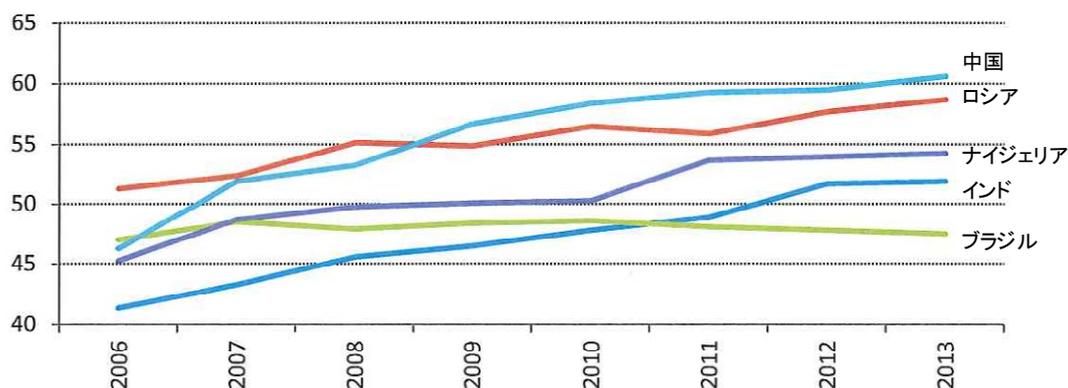
投資環境は企業の効率・利益を左右する大きな要因である。投資環境が良好な地域では、外資系企業はより高い利益水準を実現することができる¹²。このため、一国の投資環境の良し悪しは、外資を惹きつける能力との相関性が高い。現状の中国の投資環境をマクロ面からみると、商務省の統計によれば、2012年の中国の外資導入金額は1,117.2億ドルで、2007年に比べ49.4%増加した。4月末現在、実行ベースの外資導入の累計金額は1.3兆ドルに達し、世界第二位である。また、月ごとでは、今年2月、3月、4月と3か月連続で増加し、1~4月で前年同期比1.21%増となった。これら数字は、中国経済の競争力、中国の投資環境に対する世界の投資家の評価を反映している。また、世界銀行の「ビジネス環境の現状 2013」(Doing Business 2013)によると、中国は2005年以降にフロンティアとの距離を最も大きく縮めた上位50カ国・地域の一つである。2006年から2013年にかけて、中国は、シンガポール、ニュージーランド、北欧諸国など規制システムの面で実績が最も優れた国との距離を着実に縮めている(図表3)¹³。ミクロ面では、外資

¹¹ Craig Stephen 「なぜ中国政府はアップルを食べたいのか」『ウォール・ストリート・ジャーナル』、2013年4月1日 <http://cn.wsj.com/gb/20130401/col142924.asp>

¹² 白重恩、路江涌、陶志剛「投資環境が外資系企業の効率・利益に与える影響—企業面の根拠」『経済研究』、2004年第9期

¹³ 世界銀行「ビジネス環境の現状」では、185カ国のビジネスに関する規制環境や財産権保護の数量指標について縦と横方向の比較が行われた。同報告の比較は、事業設立、建設許可取得、電力事情、不動産登記、資金調達、投資家保護、納税、貿易、契約執行、破綻処理、労働者雇用という企業のライフサイクルに基づく11分野に影響を及ぼす規制を対象としている。労働者雇用のデータは今年度のビジネス活動の容易度の総合ランキングに含まれていない。「ビジネス環境の現状 2013」のデータは、2012年6月1日現在である。世界銀行「ビジネス環境の現状 2013：より賢く中小企業を規制する」(Doing Business 2013: Smarter Regulations for Small and Medium-Size Enterprises) <http://chinese.doingbusiness.org/~media/GIAWB/Doing%20Business/Documents/Annual-Reports/Foreign/DB13-Summary-Chinese.pdf>.

図表3 フロンティアとの距離を着実に縮めた中国（2006～2013年）



(注) 「フロンティアとの距離」とは、ある国の「ビジネス環境」の各指標が2005年以降の最も優れた水準までの距離を示すものである。距離の範囲は0から100で、100が最も優れた水準（フロンティア）である。

(出所) 世界銀行「ビジネス環境の現状」データベース

の審査・許認可の範囲について、中国商務省が審査・許認可した件数は2005年の3,000件余りから2012年には100件余りへと95%減少し、外資に関する審査・許認可の範囲が縮小していることを示している。知的財産権保護については、中国はすでに4つの専門の法律を制定し、19の行政法規を公布したほか、貿易関連の知的財産権協定など多国間協定の義務を全面的に果たしており、特許、商標、著作権など各分野を網羅した比較的完成された知的財産権の法体系ができている。以上のデータはマクロとミクロの両面から、中国の投資環境は大きく変化しており、一部の分野で日々改善していることを示している。

一方、中国政府は外資系企業の「不満」の中に合理的な一面があることを理解し、積極的に対応し、問題を解決すべきである。中国市場の長期的発展を考慮して出した「不満」は、ある意味、外資系企業の善意の注意である。投資環境の改善は、外資誘致の短期的な効果をもたらすだけでなく、外資の利益水準を高めることを通じ、外資の継続投資を促すという長期的な効果もあり、持続的かつ安定的な経済発展の促進につながる¹⁴。また、中国政府にとって、「中国投資環境悪化論」という論調の裏にこそ、本当に注目し、考慮すべき問題がある。すなわち、中国の投資環境は、他国、特に中国製品と競合し、国内市場が比較的大きな新興国に比べて比較優位があるかどうか、この優位は持続可能かどうか、である¹⁵。このため、これまでの急速な経済発展に伴い、中国の投資環境の中に発生した無視できない問題を適切に解決、処理しなければならない。そうすることにより、今後、中国経済の構造調整が実施され、経済成長が減速しても、中国の投資環境は引き続き外資を惹きつける比較優位を確保することができるだけでなく、その優位性は持続可能になる。

¹⁴ 白重恩、路江涌、陶志剛「投資環境が外資系企業の効率・利益に与える影響—企業面の根拠」『経済研究』、2004年第9期

¹⁵ 馮維江「中国の投資環境は依然優位性をもつ—国際比較の視点で現状の中国の投資環境を分析する」『中国経貿』、2010年第9期

3. 政策提案

1) 中国政府への政策提案

投資環境の現状を踏えて、中国政府は以下の点について改善を図るべきである。

第一に、投資の利便性の向上である。世界銀行の「ビジネス環境の現状 2013」によると、中国のビジネス活動の容易度の総合ランキングは 91 位である。2012 年は 91 位、2011 年は 87 位であることから、中国の投資環境は利便性の面で改善の余地が大きい。

第二に、関連法律・法規の健全化と改善である。中国経済と国情の変化に伴い、従来の三資企業法も、現段階の中国経済の発展に対応するには、指導思想から具体的な法律・規定の内容まですべて見直し、新たに位置づけ、整備する必要がある。そうすることによって、中国の国家経済安全を確保する一方、中国で展開する外資系企業をしっかりと守ることができる。このため、統一的な外資投資法を早急に制定し、外資系企業の活動を全面的に規範し、保護する必要がある。また、WTO（世界貿易機関）の内国民待遇原則に則り、中国の現行の外資系企業関連法律・法規にある差別待遇の規定を徹底的に整理する。

第三に、法の執行と監督の強化である。前述のように、中国にはすでに比較的完成された外資関連の法体系ができている。しかし、実務的には、一部法律・法規は執行の際、手抜きが多い。このため、立法だけでなく、強力な監督・検査制度を作り、法の執行を徹底させる必要がある。これによって、法の執行機関の自由裁量権の拡大を制限し、法の執行が法律から離脱することなく、国際社会と同じように内資・外資企業を同等に扱うことができる。

第四に、人材育成メカニズムの整備である。前述の一部の在中国外国商工会議所の調査結果から見て、中国の労働市場の現状と先行きは懸念されている。中国経済の発展に伴い、これまで外資を惹きつけてきた安価な労働コストという要因はもはや色あせてきている。一流の人材の不足は、中国の労働市場の今後の発展にとって大きな課題である。中国政府は、人材育成策を適時に調整し、労働市場のニーズを満たす必要がある。

第五に、中西部地域への外国投資の積極的な誘致である。世界銀行の共同研究報告書「中国 2030：近代的で調和のとれ生き生きとした高所得社会の構築」によると、中国の低コストの労働力は、特に内陸部の発展が遅れた省において、今後も長期間にわたり競争優位をもつことができる。中国には 1 日当たりの所得が 2 ドル未満の人口が 1.7 億人にのぼる。中国政府は、国の規定を満たした労働集約型企業が中西部で展開することを奨励する必要がある。

2) 外資系企業への提案

過去 30 数年間の改革の進展は、中国の投資環境に大きな影響を与え、根本的な変化をもたらした。例えば、労働コストの上昇、超内国民待遇の廃止、市場競争の激化などである。こうした変化に対し、外資系企業は冷静に対応すべきであり、中国の投資環境の変化を安易に悪化とみなすべきでない。また、外資系企業が中国市場で大きな発展を遂げるには、中国市場の経営リスクを負う覚悟も必要である。

中国の投資環境の変化をめぐって、外資系企業はマインド面の調整だけでなく、積極的に発展戦略を練り、調整しなければならない。専門家が指摘しているように、「中国における外資系企業の投資環境は過去 10 年間に変化したため、外資系企業の中国投資戦略と方法も 10 年前

と同じものであってはならない」¹⁶。すでに変化した中国の投資環境について、外資系企業は以下の点に留意すべきである。

第一に、中国の各種法律・規定を真面目に遵守することである。これは簡単なように見えるが、「中国投資環境悪化論」のきっかけとなったリオ・ティント社の商業スパイ事件も、最近発生したヤム・ブランズ社の事件も、これら企業が中国の法律を真面目かつ厳格に遵守しないことに起因する。

第二に、企業の投資戦略を中国の発展計画と密接に結び付けることである。中国に投資する外資系企業は、中国の「第 12 次五ヵ年計画」などの関連文書をよく研究し、自社の投資戦略と密接に結びつけなければならない。2013 年 6 月 10 日より実施された「中西部地区外資優位産業目録」（2013 年改正）は、中西部の環境基準を満たした労働集約型産業への外国投資を奨励している。一部の労働集約型企業は、自社の発展計画に合わせてこの優遇策を享受することができる。

第三に、ダブルスタンダード（二重基準）を回避することである。中国において消費者権益保護の意識が高まっている中、外資系企業がアフターサービスや、製品品質基準、環境基準などでダブルスタンダードを用いることに対し、中国の消費者は大きな関心をもっている。例えば、最近のジョンソン・エンド・ジョンソン社のダブルスタンダード事件だが、報道によると、2005 年以降、同社は傘下の少なくとも 13 の子会社の少なくとも 27 種類の製品について、少なくとも 51 回のリコール（自主回収）を実施した。しかし、そのうちの 48 回について、中国は対象外である。同社のダブルスタンダードに対し、各方面から多くの疑問が呈された。中国食品薬品監督管理総局まで同社との面談を強行実施した。外資系企業がダブルスタンダードを用いることは、目先の利益を重視するあまり、長期的な利益を失ってしまう行動であり、最終的に中国市場における自社のイメージを傷つけ、消費者の信頼、さらには市場を失ってしまう。

第四に、積極的に中国で企業の社会的責任を負うことである。1990 年代以降の近代企業の社会的責任の推進に伴い、企業の意思決定と経営リスクにおいて倫理問題を重視する必要があると認めない企業はもはや時代遅れである。英語の **The Work Foundation** は、企業の社会的責任と企業業績の相関関係を調査・研究した上で、企業の社会的責任は企業の総合発展戦略の一環として、企業の生産性向上を促進させ、ひいては株主が出資を増やす決定につながると指摘した。

改革開放から 30 数年が経過し、中国全体の投資環境は中国の経済発展と共に変化している。弁証的に見て、中国の投資環境には徐々に整備、改善されているところもあるが、欠点があり改善が待たれるところもある。一部の企業にとって、中国市場の競争が日々激化しており、要素コストが上昇の一途をたどっているが、これらは中国の投資環境の成熟化に伴う「成長の悩み」であり、中国の投資環境が悪化しているわけではない。長期的な視点でみると、中国政府は、積極的に強力かつ実行可能な政策を講じ、企業自身に不利益をもたらす政策調整への「不満」を適切に解消すべきである。それによって、中国の投資環境の比較優位とその持続可能性を確保することが可能になる。一方、外資系企業も、中国の投資環境の変化に対応できるように適時にマインドを調整し、発展戦略の中に必要な計画を組み入れる必要があり、これによって中国市場ひいてはグローバル市場の競争において生き残りを図るべきである。

¹⁶ 新華網「アーンスト・アンド・ヤング (Ernst & Young) 会長兼 CEO : 悪化ではなく変化している中国の投資環境」、2013 年 1 月 25 日 http://news.xinhuanet.com/2013-01/25/c_114505569.htm

著者紹介

韓 冰 (Han Bing)

中国社会科学院世界経済政治研究所国際投資室 副研究員

1977 年生まれ。法学博士。2007 年中国政法大学、2010 年エクセター大学（英国）法学修士。中国社会科学院法学研究所ポスドクフェローなどを経て現職。専門は国際投資法、多国籍企業に関連する法律。

- ・中国社会科学院世界経済政治研究所は、中国における世界経済と国際政治問題に関する研究をリードする政府系のシンクタンクで、この分野の権威的学術誌である『国際経済評論』を発行している。



Chinese Capital Markets Research